

薬食監麻発第0710001号

平成20年7月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして
厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について

平成20年厚生労働省告示第375号により、薬事法第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和38年厚生省告示第279号）が別添のとおり一部改正されたので、下記の改正要旨等について御了知の上、貴管下関係業者等に対する周知徹底及び指導に遺憾なきを期されたい。

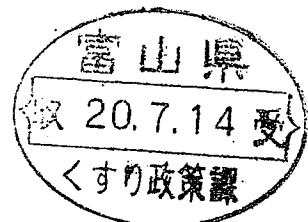
記

1. 改正要旨

沈降精製百日せきワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンについて、手数料、検定基準及び試験品の数量が改正されたこと。

2. 適用時期

公布日（平成20年7月10日）



3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十一日
まで

援助の目的及び内容 マサシーマンガツカ間
道路整備計画を実施するために必要な
道筋を立て開拓地への輸送に必要な土砂物及

○厚生労働省告示第三百七十六号

第一回三十三号) 第二十六条第一項から第三項までに規定する検査
のおり登録したので、司法第四十五条第一号の規定に基づき公示す。

日本側 植澤利次在ナイジエリア大使
ナイジエリア側 ジョン・オガー・オデイ情報
通信大臣

平成二十年七月十日

3 贈与の使用期限 平成二十一年三月三十日
まで

SGSジャパン株式会社

東京サンガリアン株式会社食糧・食品
平成二十年五月七日

平成二十年七月十日

第一回三三三第三回の規定に基いて、薬事法施行規定

則第二百三十三条の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び

厚生労働大臣が定める場合を次のように定める。
平成二十年七月十日

薬事法施行規則第二百三條第二項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合

薬事法施行規則第一二三條第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品又は医療機器は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品又は医療機器ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

沈降新型インフルエンザワクチン（H5N1株）	医薬品又は医療機器
がが項による感染症の予防及び規則定律による平成廿五年十一月三十日付の新法第百四号（第六条第七款）に規定する、新型インフルエンザワクチン等の製造を行ふ必要性がある場合	場合

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法（昭和二十五年法律第四百四十五号）第四十二条第一項、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条並びに薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百九十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 柴添 要一
平成二十年七月十日

1の生物学的製剤の表沈降精製百日セキワクチンの原由 1,147.9,200円】を【1,082,400円】に【1,122,111円】に改め、同様抗群精製四回性セキワクチンの原由

「3.2.8、3.2.9」を加へる。
この生物学的製程の項沈降精製由田せきつかへの田中「3.2.8」の次に「3.2.9、3.2.10」を追加し、同項沈降精製由田せきつかへ破風風混合ワクチノ（最終段階）の田中「3.2.5」の次に「3.2.8、3.2.9」を加へる。

登録検査機関の名称及び所在地	検査を行う事業所の名称及び所在地	登録年月日
SGSジャパン株式会社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番二号ブランドマークタワー三十八階	SGSジャパン株式会社食糧・食品事業部フードテスティングセンター 神奈川県横浜市中区南仲通三丁目三十二番地一	平成二十年五月七日
株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一号	株式会社エクスラン・テクニカル・センター 岡山県岡山市金岡東町三丁目三番一号	平成二十年五月九日
株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区浜川百番地	株式会社エコプロ・リサーチ 静岡県静岡市清水区浜川百番地	平成二十年五月十九日
○厚生労働省告示第三百七十七号 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十六条第二項の規定により、同法第四条第五項に規定する登録検査機関について、代表者を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。	厚生労働大臣 外添 要一 平成二十年七月十日	
登録検査機関の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名
株式会社環境分析センター 財団法人岡山県健康づくり財団	佐々木 洋	森山 洋
社団法人鹿児島県薬剤師会	井戸 俊夫	未長 敏
財団法人大分県公衆衛生センター	田畠 光一	寺脇 康文
財団法人宮崎県公衆衛生センター	安東 哲也	首藤 靖生
	佐伯 勝利	平成二十年四月一日
		平成二十年四月一日